

広島県後期高齢者医療広域連合
保健事業実施計画

広島県後期高齢者医療広域連合
平成27年3月

目次

I. 保健事業実施計画について	1
II. 広島県後期高齢者医療の動向	2
III. 広島県における後期高齢者の健康課題	9
IV. 保健事業の実施体制と広域連合の役割	9
V. 広島県後期高齢者医療で実施する保健事業	11
VI. 保健事業実施計画の評価方法・見直し	19
VII. 計画の公表及び運営上の留意事項	19

I. 保健事業実施計画について

1. 計画策定の目的

我が国の高齢者人口は年々増加を続け、広島県においては、総人口のおよそ4分の1が65歳以上の高齢者という状況にあります。また、高齢者人口の増加に伴い、後期高齢者医療被保険者数も今後大幅に増加していくことが予測されます。

このことから、高齢者の健康の保持増進は重要な課題であり、広島県後期高齢者医療においても、被保険者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、健康の保持増進のために必要な事業(保健事業)を実施してきました。

こうした中、国から「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」が示され、後期高齢者医療広域連合は、レセプト等のデータを分析・活用し、保健事業計画(データヘルス計画)を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこととされました。

広島県後期高齢者医療広域連合は、この指針に基づき、PDCA サイクルに沿った効果的で効率的な保健事業の実施を図るため、本計画を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」及び「広島県後期高齢者医療広域連合第二次広域計画」の基本方針を踏まえ、策定します。

また、「健康ひろしま21(第2次)」、「広島県医療費適正化計画」及び各市町の健康増進計画等との整合を図っています。

3. 計画期間

本計画の期間は、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの3年間とします。

また、毎年度実施する各保健事業の効果測定及び事業評価を基に、必要があれば計画の見直しを行うこととします。

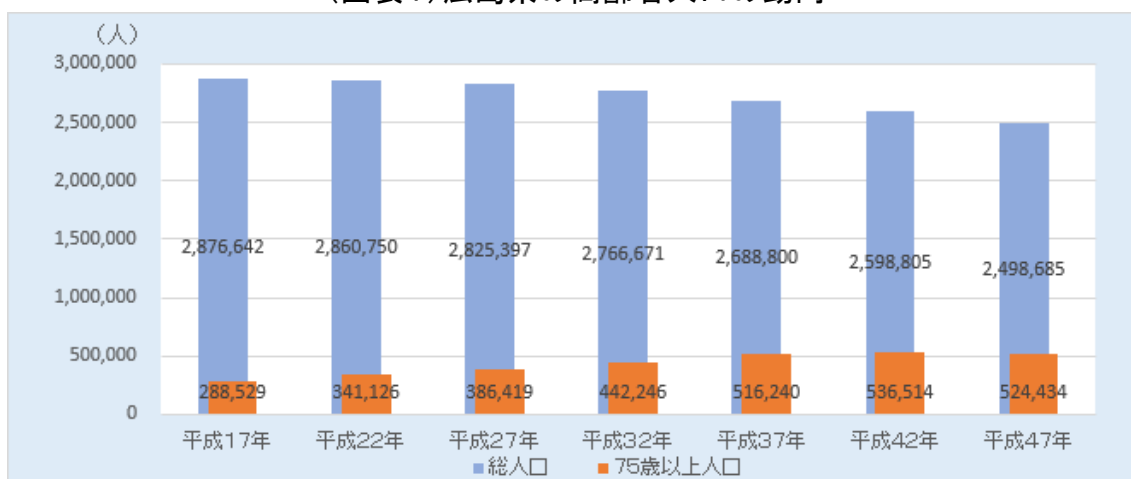
Ⅱ. 広島県後期高齢者医療の動向

1. 被保険者数の状況

被保険者数は、平成26年3月31日現在で368,474人であり、広島県の人口2,831,530人の約13%を占めています。

人口が毎年減少していることに対し、被保険者数は毎年増加しており、制度開始当初の被保険者数320,609人に比べ約15%の増加となっています。この後も、被保険者数の増加が平成42(2030)年まで続く見込みとなっています。

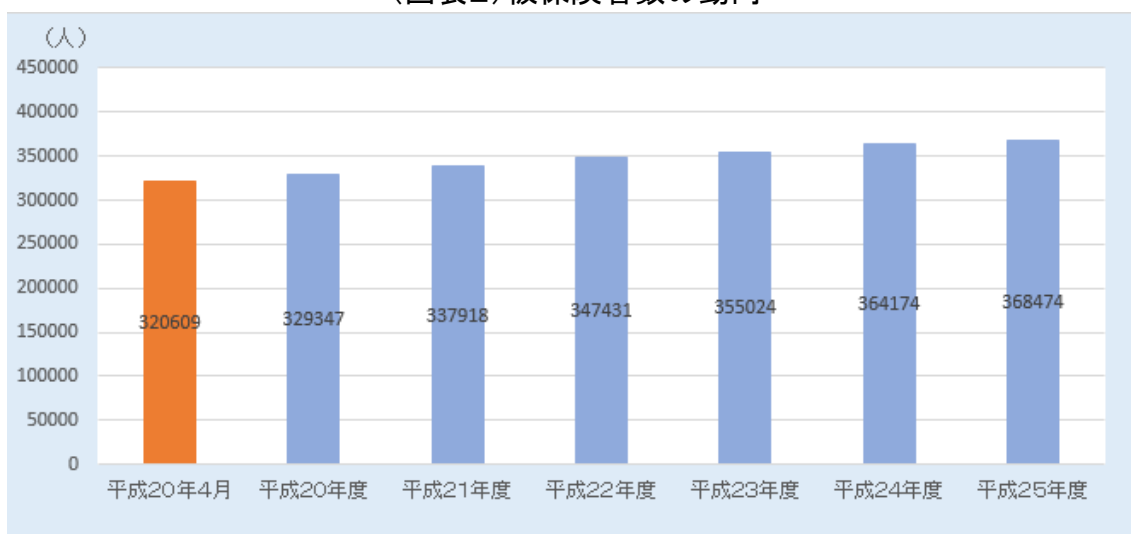
(図表1) 広島県の高齢者人口の動向



※平成17年及び平成22年は国勢調査

※平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成25年3月推計)

(図表2) 被保険者数の動向



※各年度末時点の被保険者数 (平成20年4月は制度開始当初の被保険者数)

2. 広島県の平均寿命と健康寿命

広島県の平均寿命は、男性が79.97年、女性が87.04年となっており、男女ともに全国の平均寿命より長くなっています。

一方で健康寿命は、男性が70.22年、女性が72.49年で、男女ともに全国の健康寿命より短くなっています。

そのため、平均寿命と健康寿命の差(日常生活に制限のある期間)は全国と比較して、男性が0.53年、女性が1.78年長くなっています。

(図表3)健康寿命と平均寿命

項目		平均寿命	健康寿命	日常に制限のある期間
男性	広島県	79.97年	70.22年	9.75年
	全国	79.64年	70.42年	9.22年
女性	広島県	87.04年	72.49年	14.55年
	全国	86.39年	73.62年	12.77年

※平成22年生命表等を基に算出

3. 広島県の死因別割合

広島県において、死因となった疾病は、第1位が悪性新生物(がん)、第2位が心疾患、第3位が肺炎、第4位が脳血管疾患となっています。このうち、心疾患と肺炎の占める割合は全国と比較して高く、肺炎は平成20年から脳血管疾患の数を上回って3位となりました。(全国では平成22年までは4位)

(図表4)死因別の割合 上位5疾病

項目		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体	広島県	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰
		27.9%	16.8%	10.1%	9.0%	5.3%
	全国	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰
		28.7%	15.8%	9.9%	9.7%	4.8%
75歳以上	広島県	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰
		22.4%	18.3%	12.4%	9.9%	7.2%
	全国	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰
		23.1%	17.3%	12.3%	10.5%	6.7%

※平成24年広島県人口動態調査

※平成24年人口動態調査

4. 広島県後期高齢者医療費の状況

(1) 医療費の推移

平成25年度の医療費は約3,877億円となり、全国の伸びに比べると緩やかですが、制度開始から5年連続で増加となっています。これは、被保険者数及び被保険者1人当たりの医療費が増加傾向にあるため、今後も医療費の増加が続く見込みです。

また、被保険者1人当たりの医療費は全国第5位となっており、特に入院外医療費と調剤の合計額では全国第1位となっています。

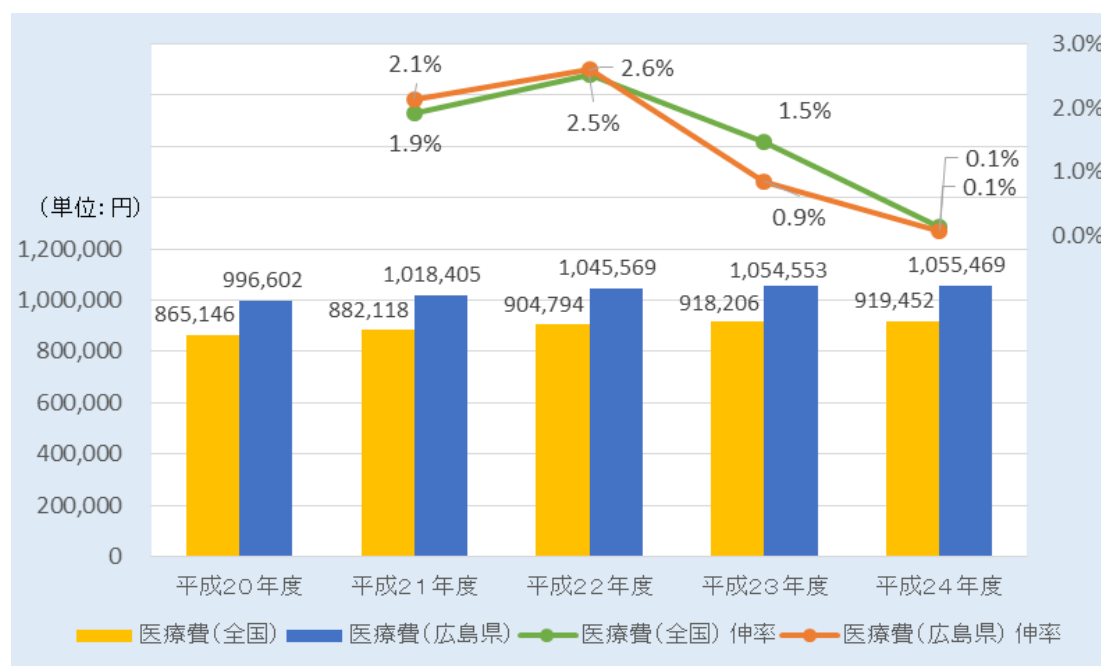
(図表5) 医療費総額の推移

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医療費(百万円)	356,981	369,143	378,449	387,677
伸率	5.6%	3.4%	2.5%	2.4%
全国伸率	5.9%	4.5%	3.0%	3.7%

※平成22年度～平成24年度 後期高齢者医療事業年報(厚生労働省保険局)

※平成25年度 国民健康保険中央会医療費速報

(図表6) 1人当たり医療費の推移

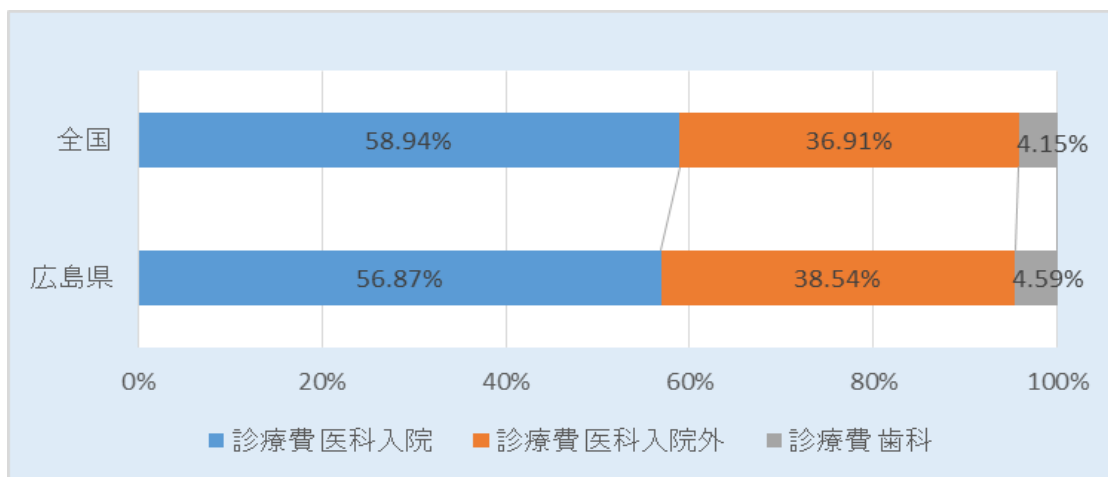


※平成20年度～平成24年度 後期高齢者医療事業年報(厚生労働省保険局)

(2) 被保険者の受診状況

平成24年度の広島県の診療費における構成比は入院が56.87%、入院外38.54%、歯科が4.59%となっており、全国と比べて入院の占める割合が低く、入院外と歯科の占める割合が高くなっています。

(図表7) 1人当たり診療費における構成比



※平成24年度後期高齢者医療事業年報(厚生労働省保険局)

レセプト1件当たりの診療日数は、入院が18.76日、入院外が2.45日、歯科が2.21日となっており、いずれも全国に比べて多くなっています。また、平均在院日数も全国に比べて多くなっています。

(図表8) 1件当たり診療日数

項目		1件当たり日数(平成24年度)		
		広島県	全国	差
医科	入院	18.76日	18.26日	0.50日
	入院外	2.45日	2.01日	0.44日
歯科		2.21日	2.20日	0.01日

※平成24年度後期高齢者医療事業年報(厚生労働省保険局)

(図表9) 平均在院日数

項目	平均在院日数(平成24年度)		
	広島県	全国	差
総数(全病床)	34.3日	31.2日	3.1日

※平成24年度病院報告

(3) 疾病の状況

疾病分類別にみた医療費では、高血圧症と人工透析を実施している慢性腎不全の医療費が高く、そのほかの上位の疾病も、循環器系の疾病など、生活習慣と関連性の高い疾病(生活習慣病)の占める割合が高くなっています。また、生活習慣病以外の疾病では、加齢に伴う運動機能の低下が原因となる筋骨格系の疾患と、肺炎が医療費の上位となっています。

(図表10) 疾病分類別医療費上位の10疾病〔細小分類〕

順位	H24年度		H25年度	
	疾病名	医療費(百万円)	疾病名	医療費(百万円)
第1位	高血圧症	19,816	慢性腎不全 (透析あり)	20,227
第2位	慢性腎不全 (透析あり)	18,462	高血圧症	19,352
第3位	脳梗塞	15,085	脳梗塞	14,764
第4位	関節疾患	14,214	関節疾患	14,723
第5位	骨折	12,440	糖尿病	13,474
第6位	糖尿病	12,315	骨折	13,128
第7位	肺炎	8,533	脂質異常症	8,176
第8位	狭心症	7,950	肺炎	8,022
第9位	脂質異常症	7,710	狭心症	7,989
第10位	不整脈	6,188	不整脈	7,010

※国保データベースシステム (平成27年2月20日作成, 各年度累計)

医療機関に受診している被保険者のうち、有病者の割合を見ると、上位3疾病は筋・骨格疾患の約71.5%、高血圧症の66.7%、脂質異常症の約49.7%となっています。

また、全国と比較すると、上位10疾病のうち、高血圧症を除く9疾病で有病者の割合が高くなっています。

(図表11) 患者千人当たり有病者数の上位3疾病

項目	筋・骨格	高血圧症	脂質異常症
広島県	715人	667人	497人
全国	678人	682人	430人

※国保データベースシステム (平成27年2月20日作成, 平成25年度累計)

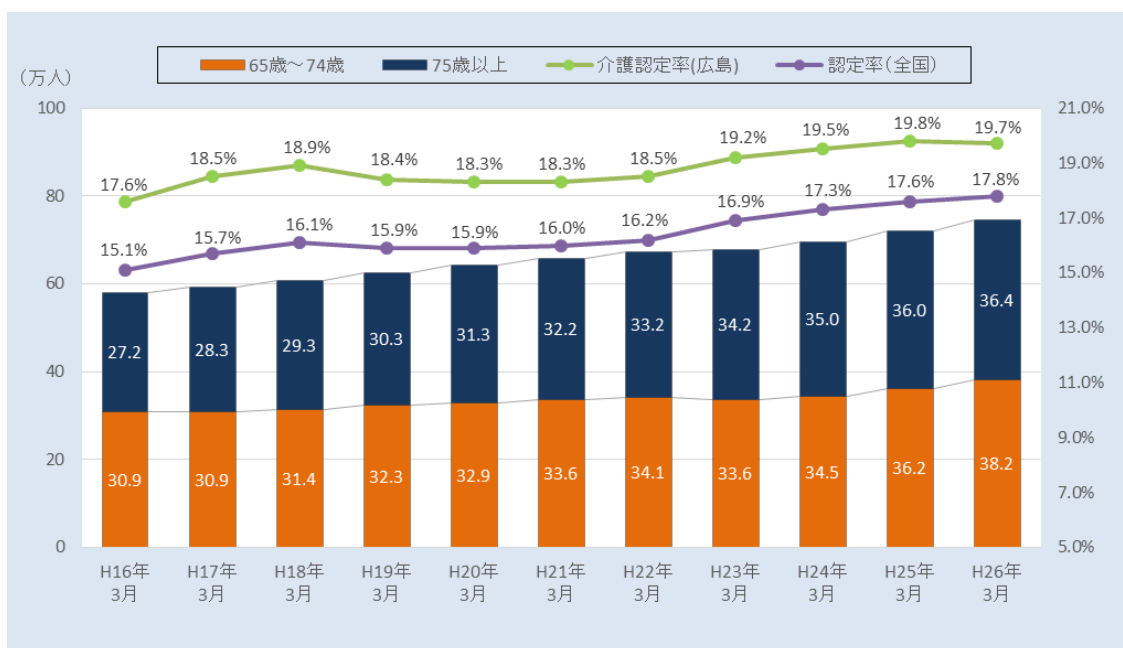
※小数点以下は四捨五入

5. 介護保険の状況

高齢者人口の増加に伴い、介護保険被保険者数も増加の傾向にあります。介護認定を受けている人の割合（介護認定率）は、近年横ばいとなっていますが、被保険者数が増えることで、介護認定者数は増加しています。

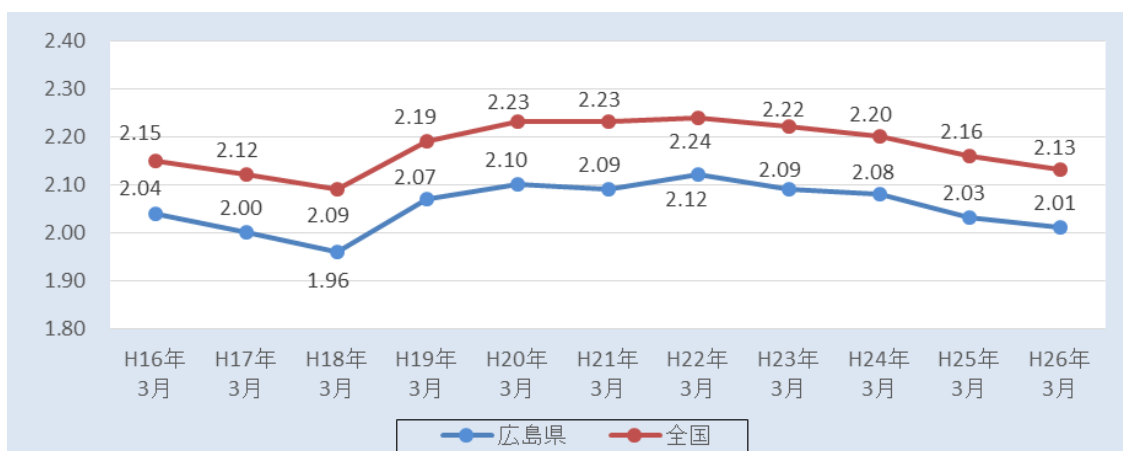
また、全国と比較すると介護認定率は2ポイント程度高く、平均要介護度は低くなっており、軽度者の占める割合が高くなっています。

(図表12) 第1号被保険者数と介護認定率の推移



※平成26年広島県介護保険の実施状況

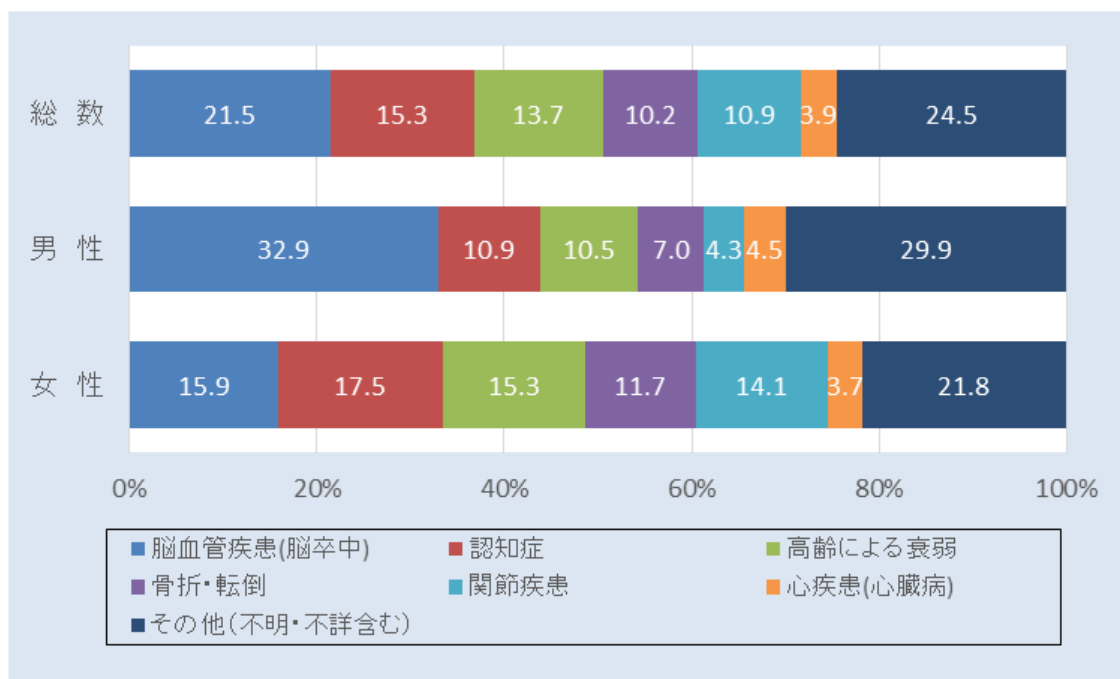
(図表13) 平均要介護度の推移



※平成26年広島県介護保険の実施状況

介護が必要となった主な原因は、女性と男性で異なり、男性は脳血管疾患の割合が高く、女性では骨折・転倒・関節疾患などの筋骨格系の疾患の割合が高くなっています。

(図表14) 介護が必要となった主な原因



※平成22年国民生活基礎調査

Ⅲ. 広島県における後期高齢者の健康課題

後期高齢者ができる限り長く自立した日常生活を送るためには、生活習慣病の発症及び重症化予防が非常に重要となります。生活習慣病は重症化すると、継続的に大きな医療費の負担が必要となるだけでなく、介護が必要な状態となることがあり、生活の質を著しく低下させることとなります。

また、加齢や低栄養状態により引き起こされる運動機能の低下は、骨折や転倒の原因となり、高齢者ではその後介護が必要な状態に移行するケースが多いため、運動機能を保持することも重要です。

そして、こうした課題に取り組むうえで一番重要となるのが、後期高齢者一人ひとりが健康意識を高く持ち、積極的に保健事業に参加することです。保健事業全体の効果を高めていくためにも、後期高齢者が自身の健康を把握する機会を提供していく必要があります。

以上を広島県後期高齢者医療の健康課題として設定し、課題に対し効果的で効率的な保健事業を推進していきます。

併せて、医療費の増大による、社会全体の費用負担を適正化するため、医療機関への適正受診と後発医薬品の使用促進を推進していきます。

Ⅳ. 保健事業の実施体制と広域連合の役割

広島県後期高齢者医療広域連合では、各保健事業の特性に合わせて大きく分けて2種類の体制により保健事業を実施しています。

地域の実情にあわせて市町が柔軟に取り組むことで、地域ごとに異なる健康課題に対し高い効果が見込まれる事業については、構成市町が主体となって保健事業を実施し、それを広域連合が支援しています。

そして、広島県後期高齢者医療全体の医療データから分析を行うことで、事業目的に対してより効果の高い対象者を抽出することができる事業については、広域連合が主体となって保健事業を実施しています。

広島県後期高齢者医療広域連合は、保健事業の支援と保健事業の実施主体という各実施体制での役割と併せて、構成市町間の保健事業に関する連絡調整機関とし

て、相互の情報提供などを行い、保健事業における広島県後期高齢者医療全体の連携を高めていきます。

また、後期高齢者医療は、それまで国民健康保険や被用者保険等が実施する保健事業を受けていた被保険者が加入している制度です。

そのため、一つの健康保険では把握できない地域全体の健康課題などを医療・健診のデータから分析することができます。

今後、レセプトや健康診査の結果などを地域ごとに分析し、構成市町に地域の健康課題に関する情報提供を行うなど、後期高齢者医療に関わらず各市町で実施する保健事業全体の支援に努めます。

V. 広島県後期高齢者医療で実施する保健事業

1. 健康診査事業

(1) 事業目的

後期高齢者の生活習慣病等を軽症のうちに早期発見し重症化を予防するとともに、生活の質を確保し自立した日常生活を営むことができるよう心身機能の低下を防止することを目的としています。

(2) 実施方法

市町が実施する健康診査事業への補助事業として実施しています。

(3) 対象者

広島県後期高齢者医療の被保険者を対象としますが、病院又は診療所に6ヶ月以上継続して入院している方や特定健康診査又はそれに相当する健診を当該年度中に受けている方及び被爆者健康手帳の交付を受けている方などは対象となりません。

(4) 事業実績

健康診査の受診者数は平成20年度から徐々に増加してはいますが、受診率は7%台で推移しており、平成25年度においては7.79%となっています。受診率が低い背景としては、生活習慣病等により医療機関において受療中の方が多きこと等が考えられます。

【健康診査受診率の推移】

年度	被保険者数	健診対象外者数	健診対象者数	健診受診者数	受診率	全国平均受診率
平成20年	320,609人	—	320,609人	18,145人	5.66%	20.7%
平成21年	329,610人	51,387人	278,223人	19,609人	7.05%	21.9%
平成22年	338,169人	65,623人	272,546人	20,968人	7.69%	22.7%
平成23年	349,655人	65,935人	283,720人	21,616人	7.62%	23.7%
平成24年	355,363人	66,494人	288,869人	23,019人	7.97%	24.5%
平成25年	364,489人	64,656人	299,833人	23,349人	7.79%	—

※全国平均受診率(厚生労働省) なお、受診率の算出方法は都道府県ごとに異なります。

※被保険者数は各年度4月1日時点

【健康診査項目一覧】

	内容	
健診項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
	身体計測	身長, 体重, BMI
	血圧	収縮期血圧, 拡張期血圧
	血中脂質検査	中性脂肪, HDL-コレステロール, LDL-コレステロール
	肝機能検査	GOT, GPT, γ -GTP
	血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖, ヘモグロビンA1c
	尿検査	糖, 蛋白

(5) 今後の取組

これまでと同様に、市町への補助事業として実施し、受診率向上のため各市町の協力を得て以下のことに取り組めます。

- ・健診ガイドブック、広報等の配布及びホームページ、防災無線、ポスター等を通じて健診の重要性の周知及び受診の啓発。
- ・健診日程の増設、がん検診等他健診との同時実施等により受診しやすい体制の整備。
- ・自己負担額の無料化やクーポン配布、健診費用の補助等による自己負担額の軽減。
- ・申込書の取りまとめや、電子申請等、受診者の利便性が向上するような申込方法の検討。
- ・医療機関や医師会との連携等により事業の合理化の推進。

また、平成26年度から国保データベース(KDB)システムの機能追加に伴い健診データの KDB への取込みが可能となっており、データの分析及び活用に向けてのデータ取込み等体制整備に努めます。

さらに、KDB から健康診査未受診者で且つ医療機関において未受療の方を抽出し、健康診査を受ける必要性の高い方への受診勧奨等を行うことを検討します。

(6) 評価指標

指標	実績値	目標値		
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受診率	7.79%	8.32%	8.88%	9.48%

2. 歯科健康診査事業

(1)事業目的

歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックすることにより、口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するとともに、生活の質を確保し自立した日常生活を営むことができるよう心身機能の低下を防止することを目的としています。

(2)実施方法

市町が実施する歯科健康診査事業への補助事業として実施しています。

(3)対象者

広島県後期高齢者医療の被保険者を対象としますが、病院又は診療所に6か月以上継続して入院している方などは対象となりません。

(4)事業内容

平成26年度から補助事業として実施しており、平成26年度は7市町で歯科健康診査事業が実施されています。

【歯科健康診査項目一覧】

	内容
健診項目(歯科)	歯の状況
	歯肉の状況
	口腔内清掃状況

(5)今後の取組

平成26年度同様、市町への補助事業として実施し、市町においての歯科健康診査事業のさらなる推進に向けた支援を行います。

(6)評価指数

指標	実績値	目標値		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業実施市町数	7市町(予定)	9市町	11市町	13市町

3. 長寿・健康増進事業

(1) 事業目的

健康診査の項目追加，健康教育・健康相談，運動・健康施設等の利用助成，社会参加活動等の運営費の助成及び人間ドック等の費用助成など，市町が実施する被保険者の健康増進のための事業に対して補助を行うことにより，保健事業の円滑な運営を推進することを目的としています。

(2) 実施方法

市町が実施する健康増進のための事業への補助事業として実施しています。

(3) 事業内容

平成25年度においては，21市町，延べ55事業に対して総額188,772,808円の補助を行っています。

【実施市町数】

事業区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
健康診査(追加項目)	—	—	2市町	2市町	2市町
健康教育・健康相談	0市町	0市町	1市町	2市町	5市町
運動・健康施設等の利用助成	2市町	2市町	2市町	3市町	2市町
社会参加活動等の運営費の助成	6市町	14市町	10市町	11市町	13市町
人間ドック等の費用助成	4市町	6市町	9市町	10市町	10市町
その他健康増進事業	10市町	13市町	15市町	20市町	23市町
合計	22市町	35市町	39市町	48市町	55市町

※複数の事業を実施している市町があるため，合計は延べ実施市町数となっています。

(4) 今後の取組

地域の健康課題に係る情報の提供などを行い，市町がより効果の高い保健事業を実施できるよう支援し，被保険者の健康増進のための事業の更なる推進に努めます。

4. 後発医薬品差額通知事業

(1)事業目的

後発医薬品差額通知を送付し、後発医薬品に切り替えた場合の具体的な自己負担軽減可能額を示すことにより、後発医薬品の普及を促進し、医療保険財政の改善と患者負担の軽減を図ります。

(2)実施方法

委託業者から郵送にて通知します。

(3)対象者

自己負担削減効果が得られると見込まれる方のうち、自己負担削減額の大きい方が対象となります。

(4)事業内容

平成25年度においては通知を行ったことによる1人当たり削減額が118円増加しており、通知対象者全体で118円×35,908人=4,237,144円の削減額が増加したこととなります。平成25年度の通知で切り替えた方が、翌月以降も後発医薬品を使用するとした場合、年間で50,800,000円の削減額が増加することとなります。

【平成25年差額通知事業の効果等】

		対象者数	切替人数	切替率	総削減額	1人当たり削減額
平成25年度	通知	35,908人	13,682人	38.1%	16,146,159円	450円
	未通知	86,274人	30,266人	35.1%	28,676,546円	332円

※削減金額 差額通知作成対象の診療月の薬剤費と、通知発送の翌診療月の薬剤費を比較して算出

(5) 今後の取組

後発医薬品差額通知により、切替率、削減額とともに一定の効果が得られたため、引き続き本事業を継続し、対象者の抽出条件、通知回数などを見直し、より効果の高い事業の推進に努めます。

(6) 評価指標

指標	実績値	目標値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
後発医薬品普及率(数量ベース)	平成26年度 46.8%	51.7%	56.1%	平成29年度 60.0%

※後発医薬品普及率は、新指標(後発医薬品変更不可の医薬品を除いて計算した普及率)に基づき算出

※平成26年度は平成26年9月診療分のレセプトデータにより算出

5. 重複・頻回受診者訪問指導事業

(1) 事業目的

被保険者及びその家族に対し、保健師又は看護師が訪問し、療養上の日常生活指導及び受診に関する指導並びに服薬指導等を行うことにより、被保険者の適正な受診を促し医療費の適正化を図ることを目的としています。

(2) 実施方法

委託業者による訪問指導を実施します。

(3) 対象者

重複受診者：3ヶ月連続して3医療機関以上を受診した方

頻回受診者：3ヶ月連続して15日以上通院した方

(4) 事業内容

事業を開始した平成25年度においては、対象者のうち、委託業者が選定した指導優先者の上位210人に対し通知を送付し、その中から訪問の同意が得られた延べ200名に対して訪問指導を実施しました。その結果1人当たりの1ヶ月の医療費が61,074円減少しています。

【平成25年度訪問指導の効果等】

対象者	訪問指導実施人数 (延べ人数)	訪問指導実施人数 (実人数)	改善が見られた人数	改善が見られた方に 係る1ヶ月当たりの 効果額	訪問指導の改善割合	1人当たりの1ヶ月 当たり効果額
重複受診者	146人	91人	50人	▲3,329,390円	55%	▲66,588円
頻回受診者	54人	37人	30人	▲1,556,500円	81%	▲51,883円
計	200人	128人	80人	▲4,885,890円	63%	▲61,074円

(5) 今後の取組

医療費の削減効果が認められたため、実施人数の見直し等を検討し、本事業のより一層の充実に努めます。

(6) 評価指標

指標	実績値	目標		
		平成25年度	平成27年度	平成28年度
改善が見られた人数	80人	160人	180人	200人

6. 糖尿病性腎症患者の重症化予防事業(新規事業)

(1)事業目的

糖尿病性腎症患者であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される方に対して、医療機関と連携を図り保健指導等を実施することで、重症化の予防と人工透析導入を抑制し、生活の質の維持・向上を図ることを目的としています。

(2)実施方法

市町が実施する糖尿病性腎症患者の重症化予防事業への補助事業として実施します。

(3)対象者

糖尿病性腎症患者 であり、人工透析導入前の方が対象です。

(4)実施内容

平成26年度から本事業が国の円滑運営事業費補助金の対象となったことを受け、当広域連合においても要綱の制定等体制の整備等を進めています。

項目	平成27年度
事業実施予定市町数	4市町

(5)評価指標

人工透析患者率(人工透析患者の被保険者数に占める割合)の減少

【人工透析患者率の動向】

項目	平成25年3月	平成26年3月	平成26年11月
人工透析患者数	3,393人	3,595人	3,649人
人工透析患者率	0.93%	0.98%	0.99%

※国保データベースシステム (平成27年2月23日作成)

VI. 保健事業実施計画の評価方法・見直し

保健事業実施計画全体については、計画の最終年度である平成29年度に目的の達成状況の評価を行うこととします。

また、広域連合で実施する個別の保健事業については、毎年度評価を行い、必要に応じて事業内容を見直します。なお、事業内容を見直す場合は、計画の記載内容についても見直しを行います。

VII. 計画の公表及び運営上の留意事項

1. 保健事業実施計画の公表

本計画は、広島県後期高齢者医療広域連合のホームページにおいて公表し、周知します。

2. 個人情報の保護

本計画における個人情報の取り扱いについては、広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例及び各市町の個人情報の保護に関する条例を遵守します。